



■ 事業計画変更に係る縦覧

橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の事業計画の変更を行いますので、事業計画変更案について縦覧を行います。

変更案について意見のある住民または利害関係者は和歌山県知事に意見書を提出することができます。

■ 事業計画案の縦覧について

● 縦覧期間・時間

令和元年7月17日（水）から
7月30日（火） ※土・日を含む
午前8時30分から午後5時15分まで

● 縦覧場所

橋本市役所まちづくり課
市街地整備係（市役所北別館）

■ 問い合わせ

まちづくり課市街地整備係 ☎ 34-1235

■ 意見書の提出について

● 提出期間

令和元年7月17日（水）から
8月13日（火）

● 提出先

和歌山県庁都市政策課（県庁 南別館）



■ まちづくり協議会の解散について

昭和61年11月に発足した橋本市中心市街地まちづくり協議会は、土地区画整理事業の工事完了に伴い、平成30年度をもって解散いたしました。平成31年2月に行われた解散総会では、協議会の長きにわたる活動と地域への貢献に対し、平木市長より感謝状が贈呈されました。

まちづくり協議会の解散に伴い、橋本駅前の花いっぱい運動は平成30年12月の植え替えが最後の活動となり、その集大成として橋本中央公園に記念植樹を行いました。

まちづくり協議会や花いっぱい運動、その他これまでの活動にご協力・ご尽力賜りました皆様に心より感謝申し上げます。

